

第1章 一般廃棄物処理基本計画の位置づけと期間

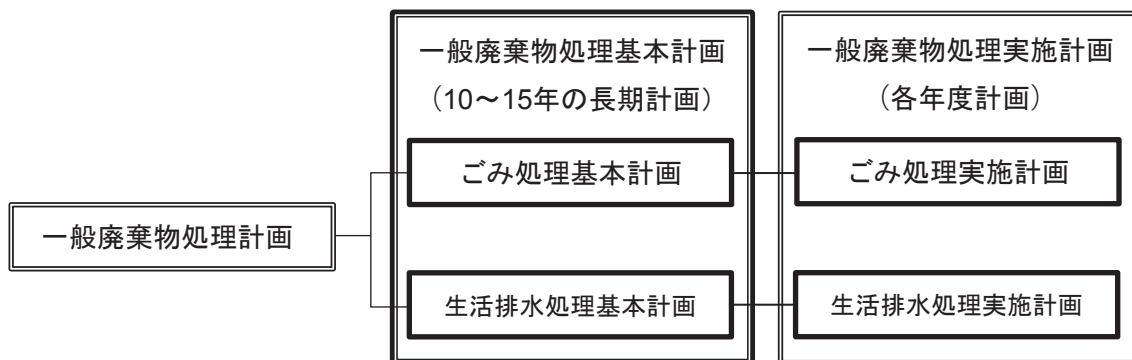
中央区では、平成12（2000）年4月に東京都から特別区に清掃事業が移管されて以来、持続可能な循環型社会の実現を目指し、区民・事業者への普及・啓発事業の展開や資源分別収集の拡大など、一般廃棄物の減量やリサイクル事業に取り組んできました。

「中央区一般廃棄物処理基本計画」は、区内で排出される一般廃棄物の減量、資源化や適正処理に関する基本的かつ総合的な計画です。前回の改定（平成28（2016）年3月）から5年が経過し、この間の清掃・リサイクル事業における本区の施策の進捗状況はもとより、国の法制度等の改正や東京都の計画の改定をはじめ、持続可能な社会の形成をめぐる国内外の動向の変化を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画を改定するものです。

1.1 法的な位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、区市町村が定める長期計画です。国の指針（ごみ処理基本計画策定指針）では計画期間は10～15年で、概ね5年おきに見直すこととなっています。

図表1 一般廃棄物処理計画の構成

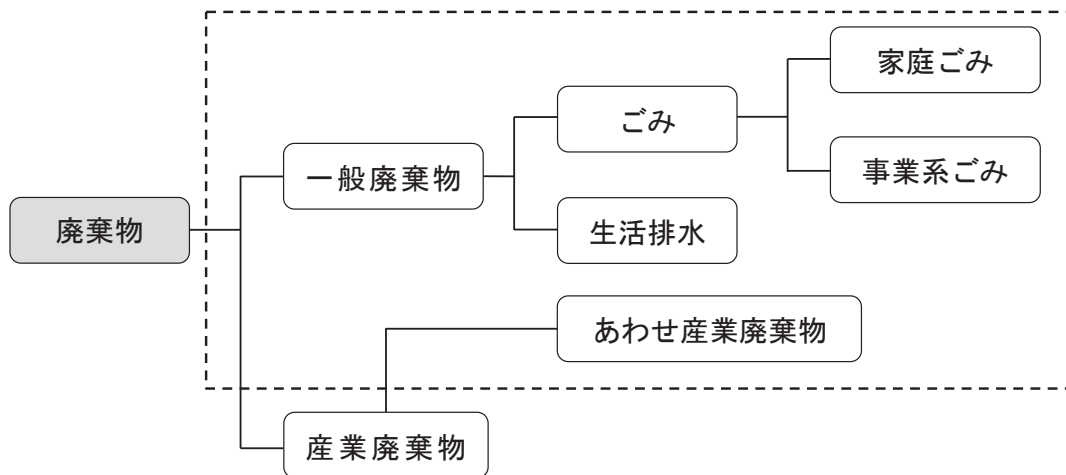


出典：「ごみ処理基本計画策定指針」平成28（2016）年9月環境省

1.2 対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、「一般廃棄物」と区が処理をすることができると定めている「あわせ産業廃棄物」です。「一般廃棄物」は「ごみ」と「生活排水」を含み、「ごみ」は「家庭ごみ」と「事業系ごみ」を含みます。

図表2 廃棄物の法的な区分



※廃棄物の区分について

■産業廃棄物：

事業活動に伴って排出される廃棄物で、廃プラスチックや廃油などの20品目をいいます。

■一般廃棄物：

産業廃棄物以外の廃棄物で、区民の日常生活の中から排出される家庭ごみのほか、産業廃棄物以外の事業系ごみや生活排水をいいます。

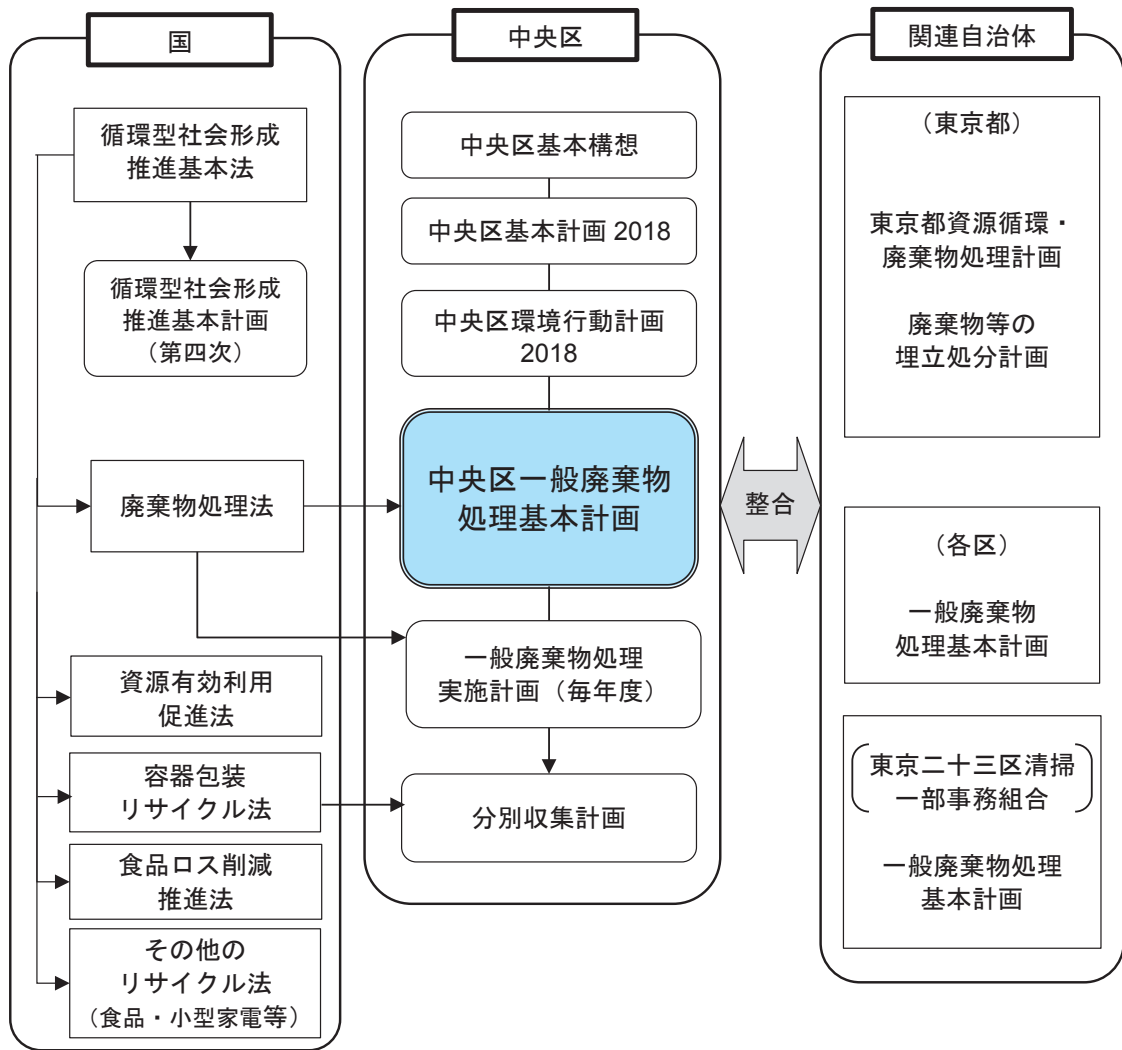
■あわせ産業廃棄物：

一般廃棄物と一緒に処理することができる紙くずや木くず等の産業廃棄物をいいます。

1.3 計画の位置づけ

本区の一般廃棄物処理基本計画は、『中央区基本構想』および『中央区基本計画2018』に掲げられた将来像や基本目標を達成するための清掃・リサイクル事業のマスタープランです。また、関係を有する国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合などの計画と整合性を図るよう努める必要があります。

図表3 一般廃棄物処理基本計画に関連する国、都、他区の計画等



1.4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

図表4 計画期間

